

事務局説明資料

安定的な資産形成に向けた取組み (金融税制・金融リテラシー関連)

平成30年11月16日
金融庁



1. 国民の生涯を通じた資産形成を支援する制度のあり方

(1) NISAの制度整備

(2) 資産の円滑な世代間移転

2. つみたてNISAの普及・金融経済教育の推進

(1) NISAの普及に向けた取組み

(2) 金融経済教育・投資教育を通じた金融リテラシーの向上

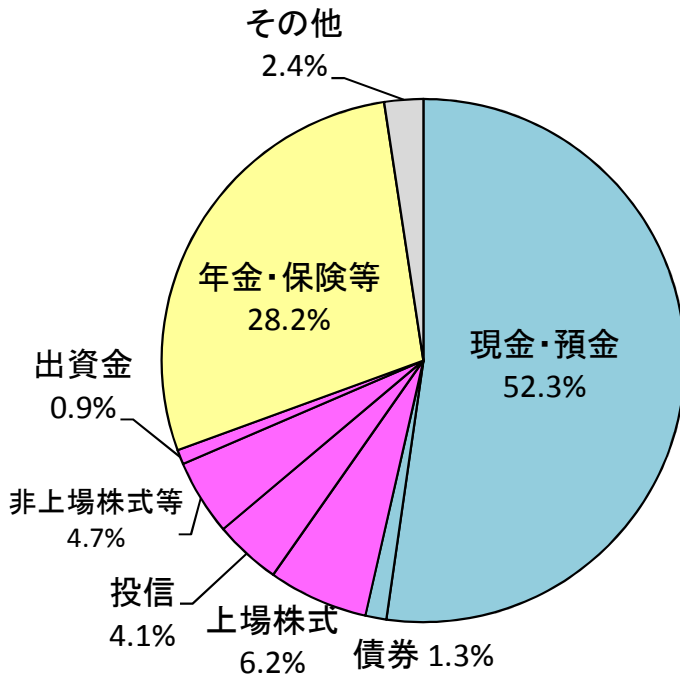
1. 国民の生涯を通じた資産形成を支援する制度のあり方

(1) NISAの制度整備

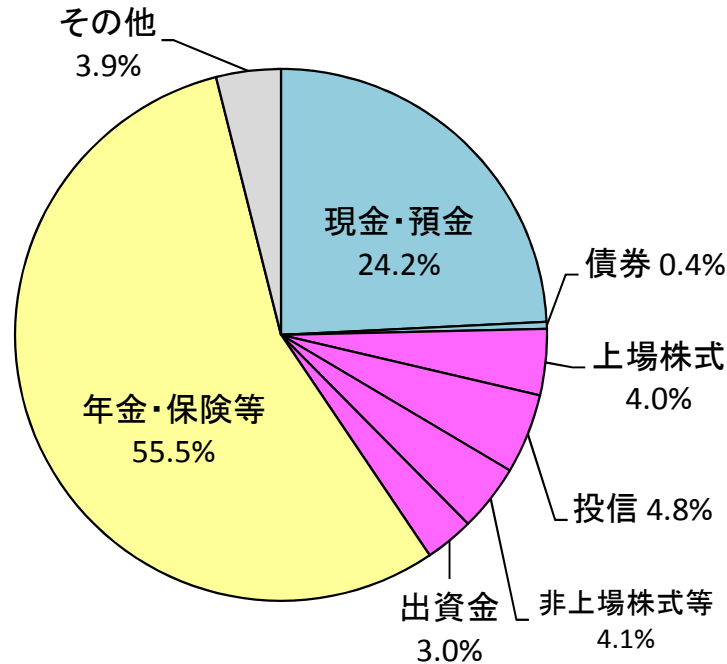
一般NISAの創設

■ 日本における家計金融資産は、その過半が現預金であり、米英と比べ、リスク性資産の割合が低い中、家計の安定的な資産形成を支援するため、2014年1月から一般NISAが開始。

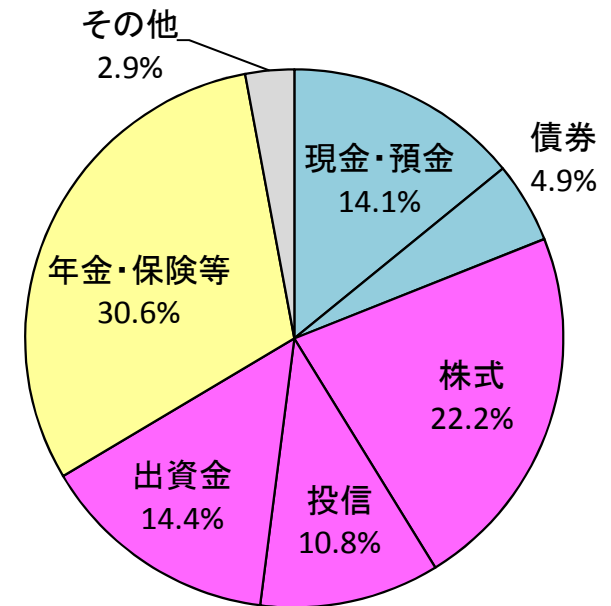
【日本(2017年12月)】



【英国(2017年9月)】

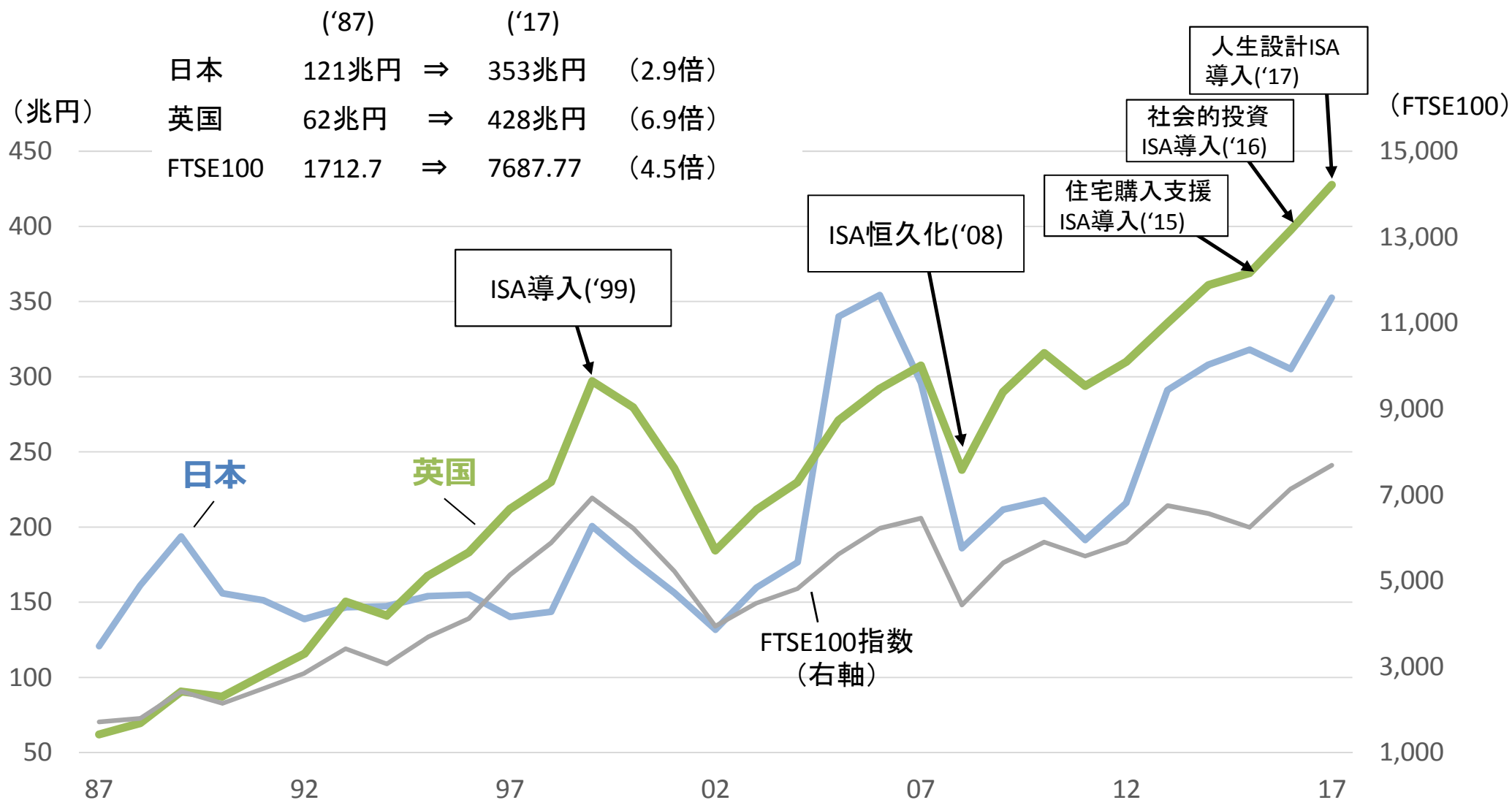


【米国(2017年12月)】



日英の株式・投信保有残高の比較

■ 英国の家計における株式・投信の保有残高の伸びは、日本に比べて高く、英国株価の上昇を上回っている。

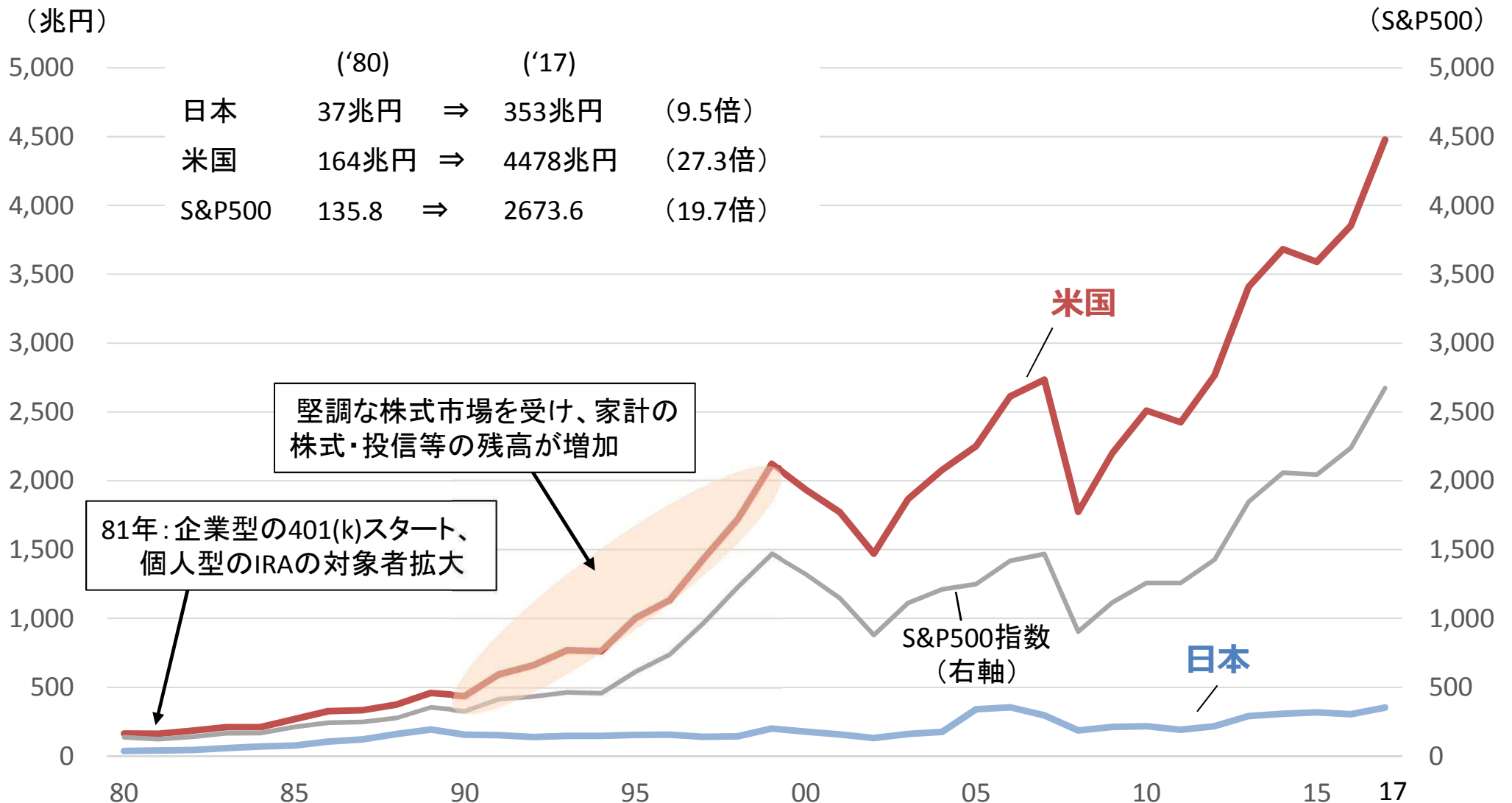


(注) 株式・投信の残高は、間接保有含む残高。

(出典) 日本銀行、BOEより、金融庁作成

日米の株式・投信保有残高の比較

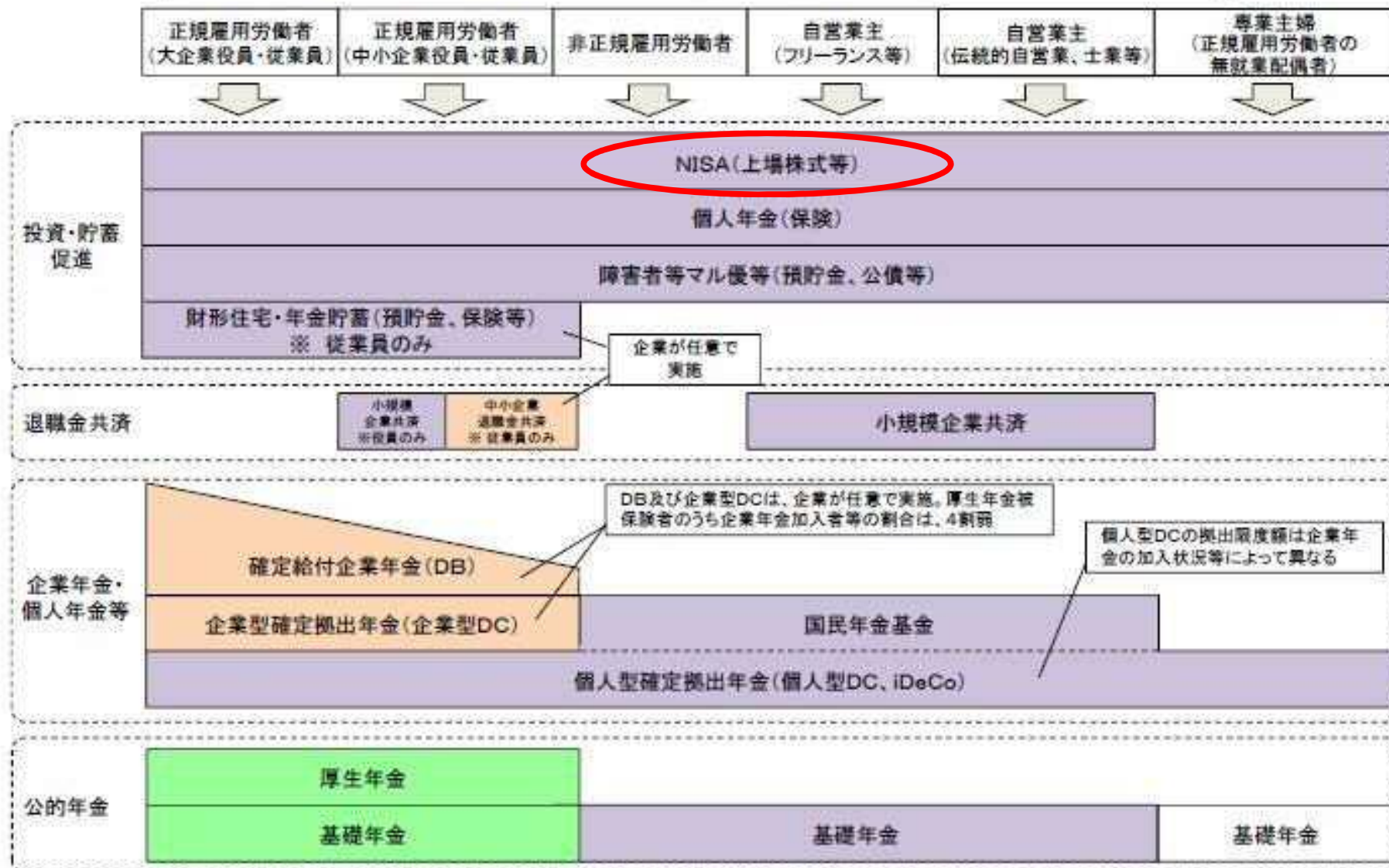
■ 米国の家計における株式・投信の保有残高の伸びは、日本に比べて高く、米国株価の上昇を上回っている。



(注) 株式・投信の残高は、間接保有含む残高。

(出典) 日本銀行、FRBより、金融庁作成

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入 E	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止 (注) E	なし (中途引出し可)	
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕		【年金払い】雑所得(公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料控除〕		【一時金払い】退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料控除〕		T (t)	なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)	〔事業主拠出なし〕	税引き後所得から拠出	非課税	なし	
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		T	E	E	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

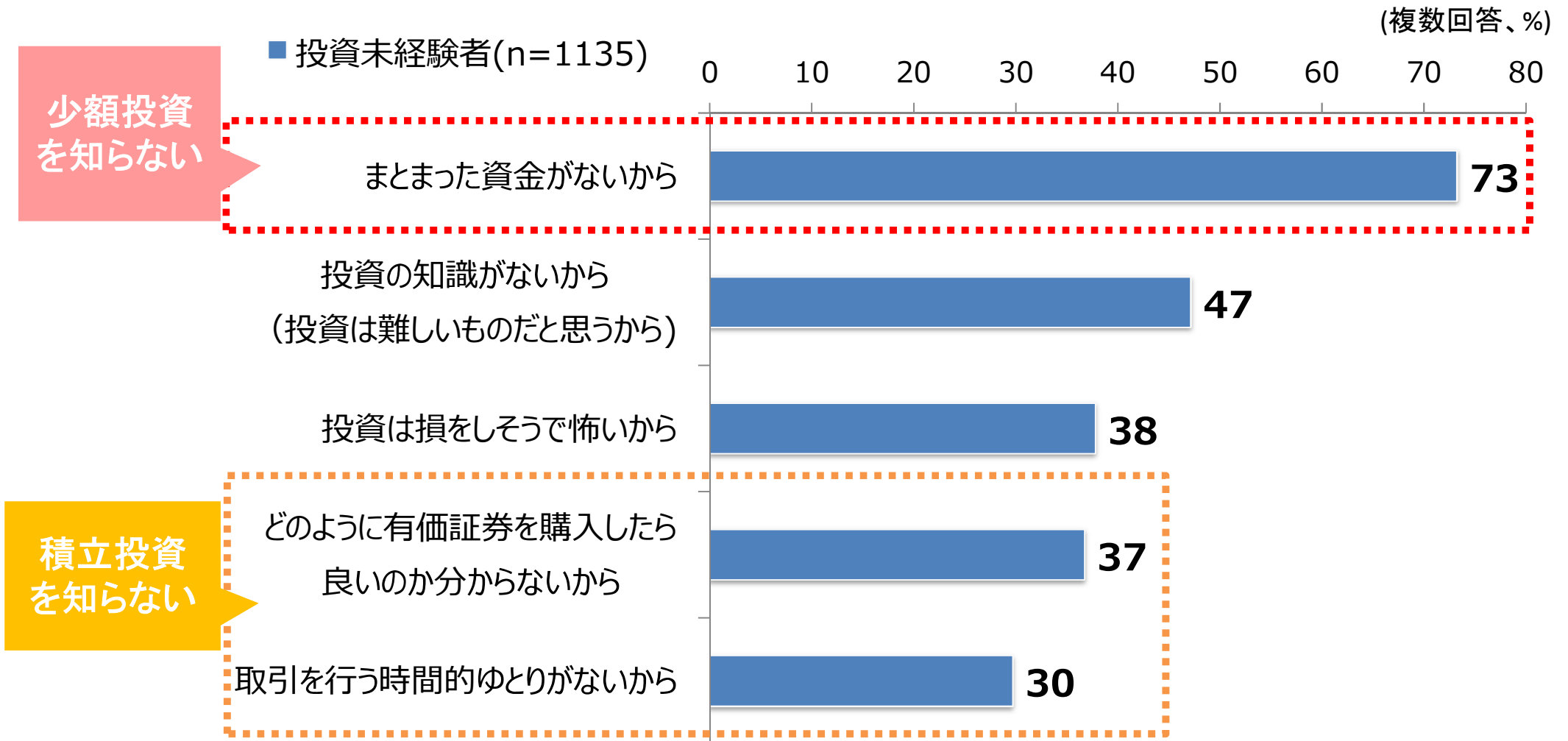
(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

(出典) 政府税制調査会「財務省説明資料(個人所得課税)」(2018年10月23日)

(注) 表中のEは「Exempt」(非課税)、Tは「Taxed」(課税)の略

つみたてNISAの創設

- 投資初心者による利用も念頭に、特に少額からの長期・積立・分散投資を強く後押ししていくため、2018年1月からつみたてNISAが開始。



つみたてNISAの対象商品について

既存の投資信託（公募投信全体で約6,000本）の大半は、資産形成に不向きなもの

- ✓ 短期的な運用のもの
- ✓ 手数料の高いもの
- ✓ 毎月分配型のもの
- ✓ レバレッジをかけたもの（日経225の2～3倍の値動き）等

公募株式投資信託の対象商品（10月末時点 159本）

- **インデックス投資信託**（市場平均に連動した成果を目指すもの）が**基本（142本）**
 - インデックスは金融庁が指定（※日経平均株価やS & P500等）
 - 低コストの商品に限定（国内資産を運用：0.5%以下、海外資産を運用：0.75%以下）
- **アクティブ運用の投資信託**（市場平均を上回る成果を目指すもの）は、例外的に、**継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ（17本）**
 - 純資産額が50億円以上、運用実績が5年以上、資金流入超の実績が認められるもの
 - 低コストの商品に限定（国内資産を運用：1.0%以下、海外資産を運用：1.5%以下）
- **販売手数料は0%（ノーロード）**

一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

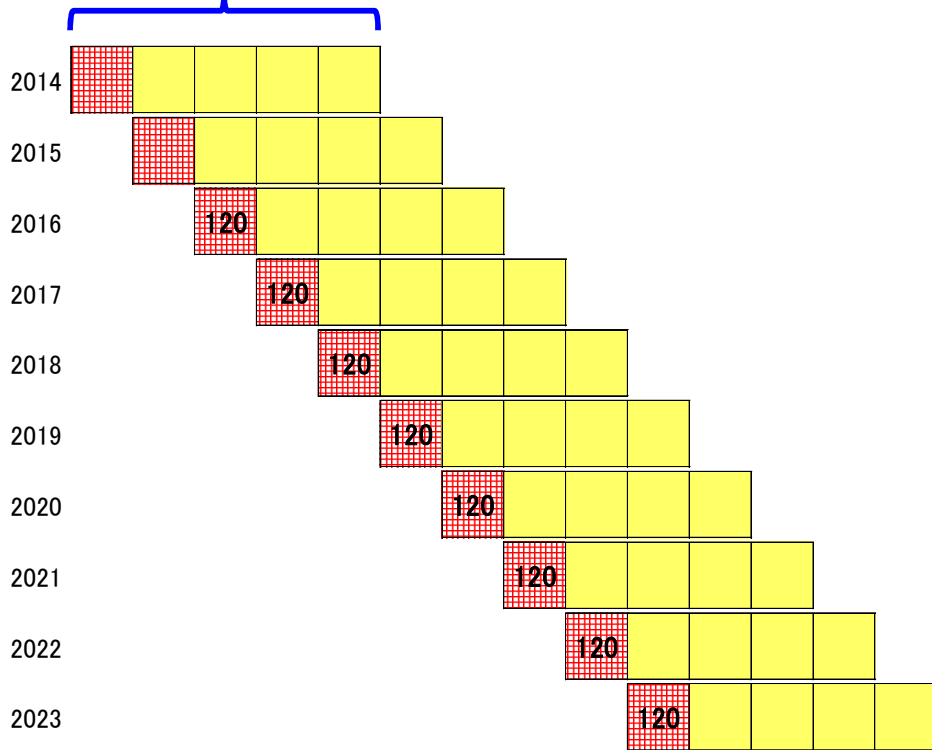
- ・非課税枠（最大）：**120万円**
- ・非課税の期間：**5年間**
- ・非課税の最大枠：**600万円**（120万円×5年）
- ・投資対象：上場株式、株式投資信託、REIT など

選 択

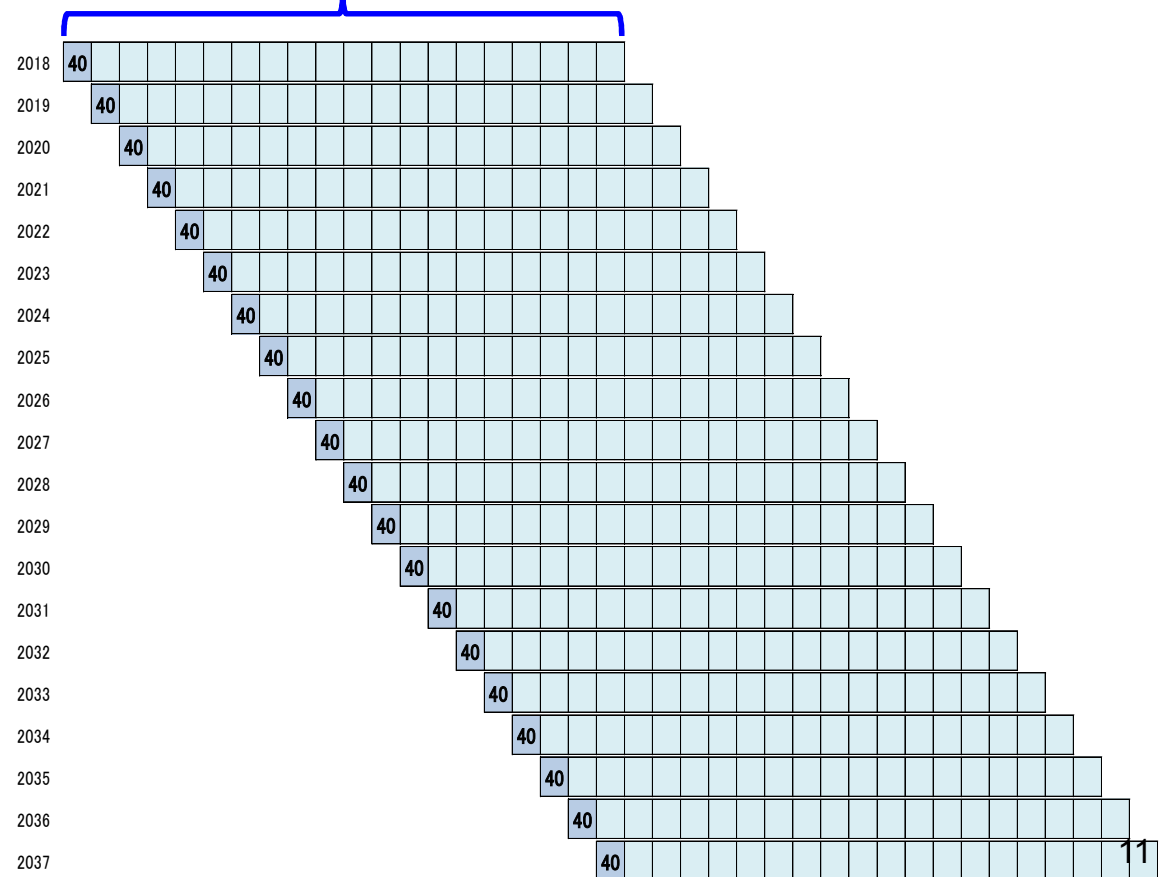
つみたてNISA

- ・非課税枠（最大）：**40万円**
- ・非課税の期間：**20年間**
- ・非課税の最大枠：**800万円**（40万円×20年）
- ・投資対象：**株式投資信託**
長期の資産形成に適した商品に限定

5年間



20年間



現行NISA制度の概要

	NISA(20歳以上)		ジュニアNISA(20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
投資可能期間 (口座開設期間)	2014年～2023年	2018年～2037年	2016年～2023年
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 ※ただし、平成35年末以降に非課税期間が終了するものについては、20歳まで非課税で保有を継続可能。
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・ 公募株式投信・REIT 等	長期・積立・分散投資に 適した一定の投資信託 ※ 金融庁への届出が必要	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資(累積投資契約に 基づく買付け)のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) ※ 災害等やむを得ない場合には、 非課税での払出し可能。

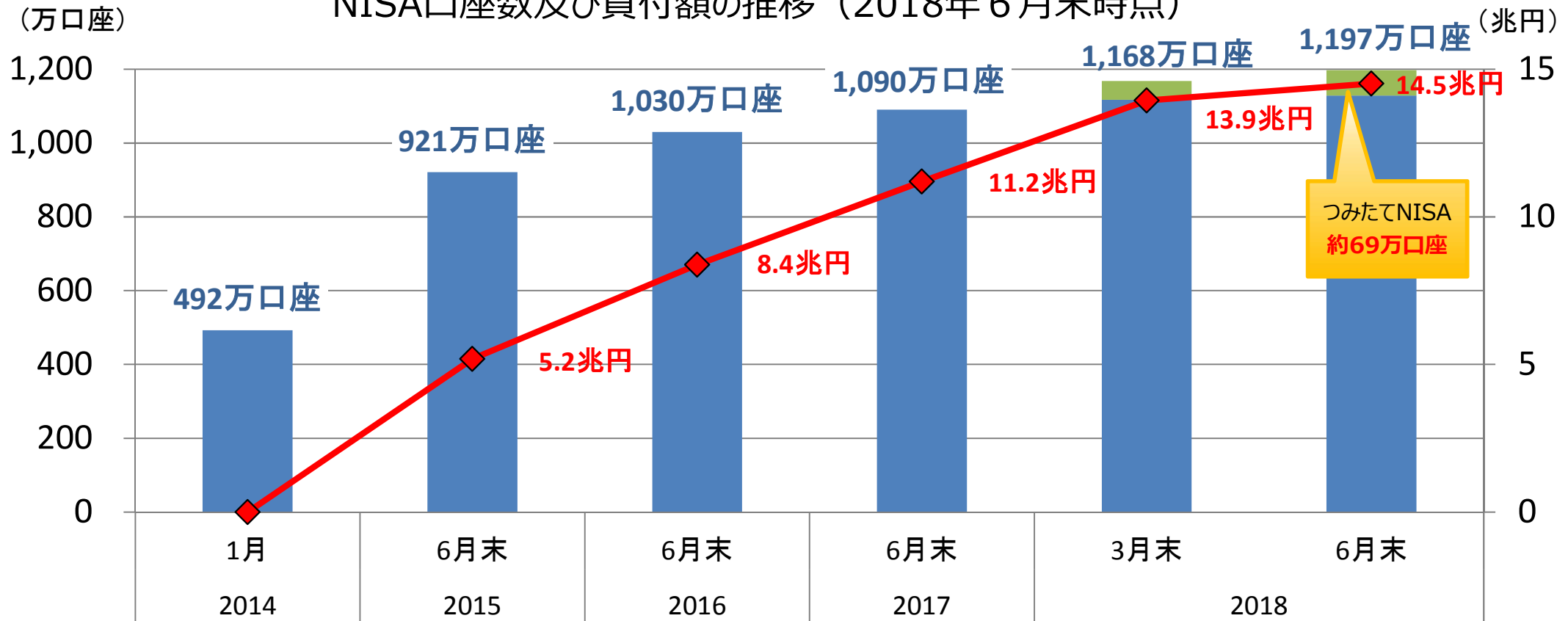
(注) 一般NISAとつみたてNISAは選択制。

これまでの制度改革

改正年度	改正内容
2009年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場株式等の軽減税率が廃止され本則税率が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設することを決定 ・年間投資上限額：100万円、投資可能期間：5年間、非課税保有期間：10年間
2010年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本版ISAの法制化 ・年間投資上限額：100万円、投資可能期間：3年間、非課税保有期間：10年間
2011年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場株式等の軽減税率の延長（平成25年末までの2年間）に伴い、日本版ISAの導入を平成26年1月まで延期
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2014年1月からNISA導入 ・年間投資上限額：100万円、投資可能期間：10年間、非課税保有期間：5年間 ※ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）を、平成25年12月31日で廃止
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を可能とする。 ➤ NISA口座を廃止した場合でも、その後の再開設を可能とする。
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ジュニアNISAの創設（2016年4月から） ➤ 一般NISAの年間投資上限額の引上げ（100万円→120万円）
2016年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成29年10月1日以降に提出する非課税適用確認書の交付申請書について、住民票の写し等の添付を不要とする（マイナンバー利用による事務手続の簡素化）。
2017年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ つみたてNISAの創設（2018年1月から） ➤ 非課税期間終了後のロールオーバーの移管上限額を撤廃
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ NISA（一般・つみたて）の口座開設申込時における即日買付けの実現 ➤ 非課税期間終了時にNISA口座内で保有する商品について、特段の手続を経ずに特定口座への移管を可能とする。

現行NISA（一般・つみたて）の現状①

NISA口座数及び買付額の推移（2018年6月末時点）



(注) 2018年3月末以降の口座数及び買付額は、同年1月のつみたてNISA開始に伴い、一般NISAとつみたてNISAの合計値を表示。

【NISA（一般・つみたて）】

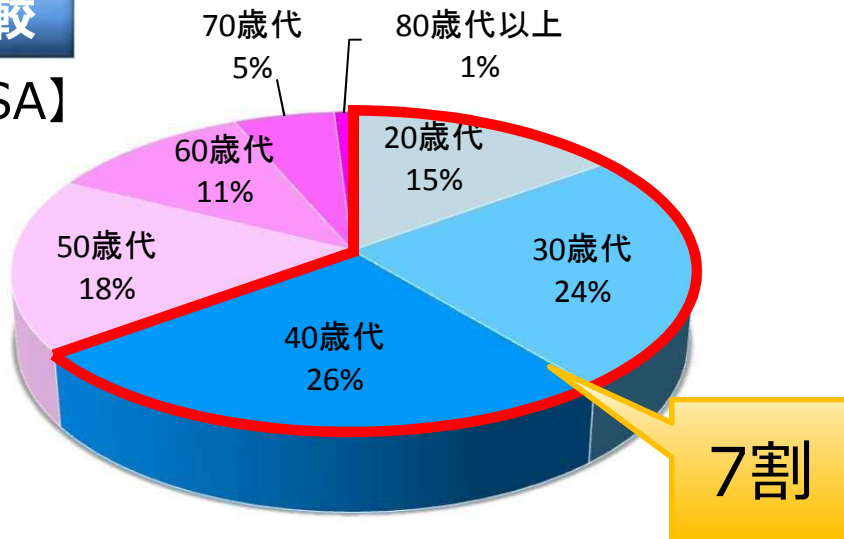
- 総口座数は、1,197万1,125口座（2018年3月末時点から、約29万口座、2.5%増）
うち、つみたてNISAの口座数は、68万8,573口座（2018年3月末時点から、約18万口座、35.7%増）
- 総買付額は、14兆5,179億2,456万円（2018年3月末時点から、約5,792億円、4.2%増）
うち、つみたてNISAの買付額は、305億4,916万円（2018年3月末時点から、約195億円、175.3%増）

現行NISA（一般・つみたて）の現状②

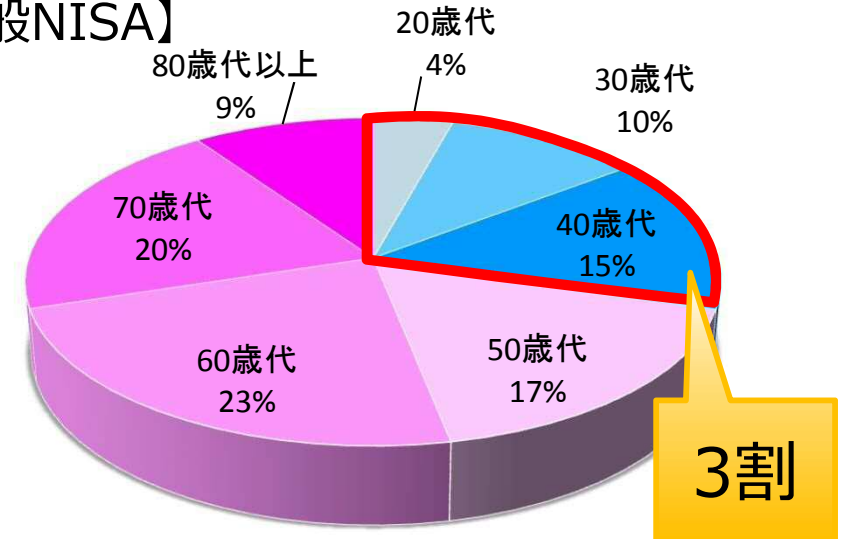
- 一般NISAと比べ、つみたてNISAは20代～40代による口座開設の割合が多い。
- つみたてNISAの認知率は36.9%、一般NISAの認知率は57.3%。

世代別比較

【つみたてNISA】



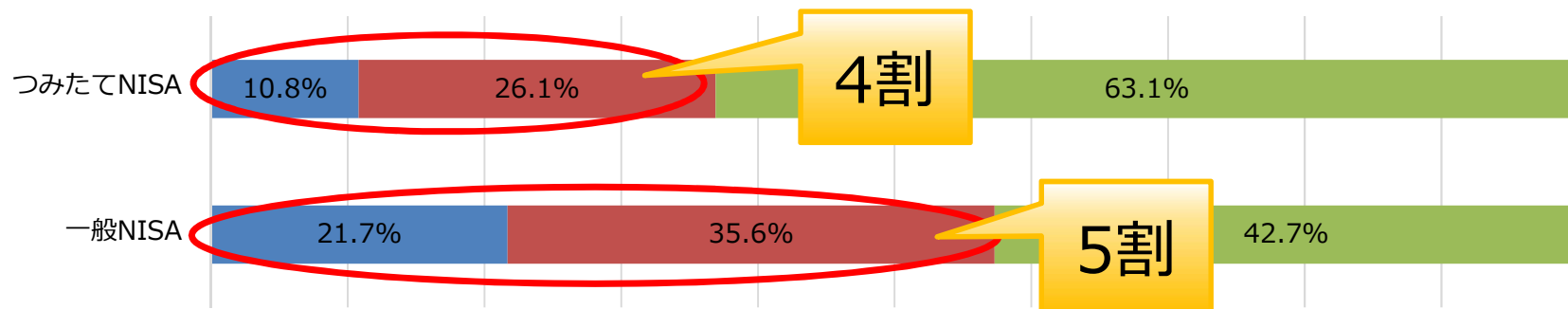
【一般NISA】



(出典)金融庁「NISA口座の利用状況調査(2018年6月末時点)」

認知度

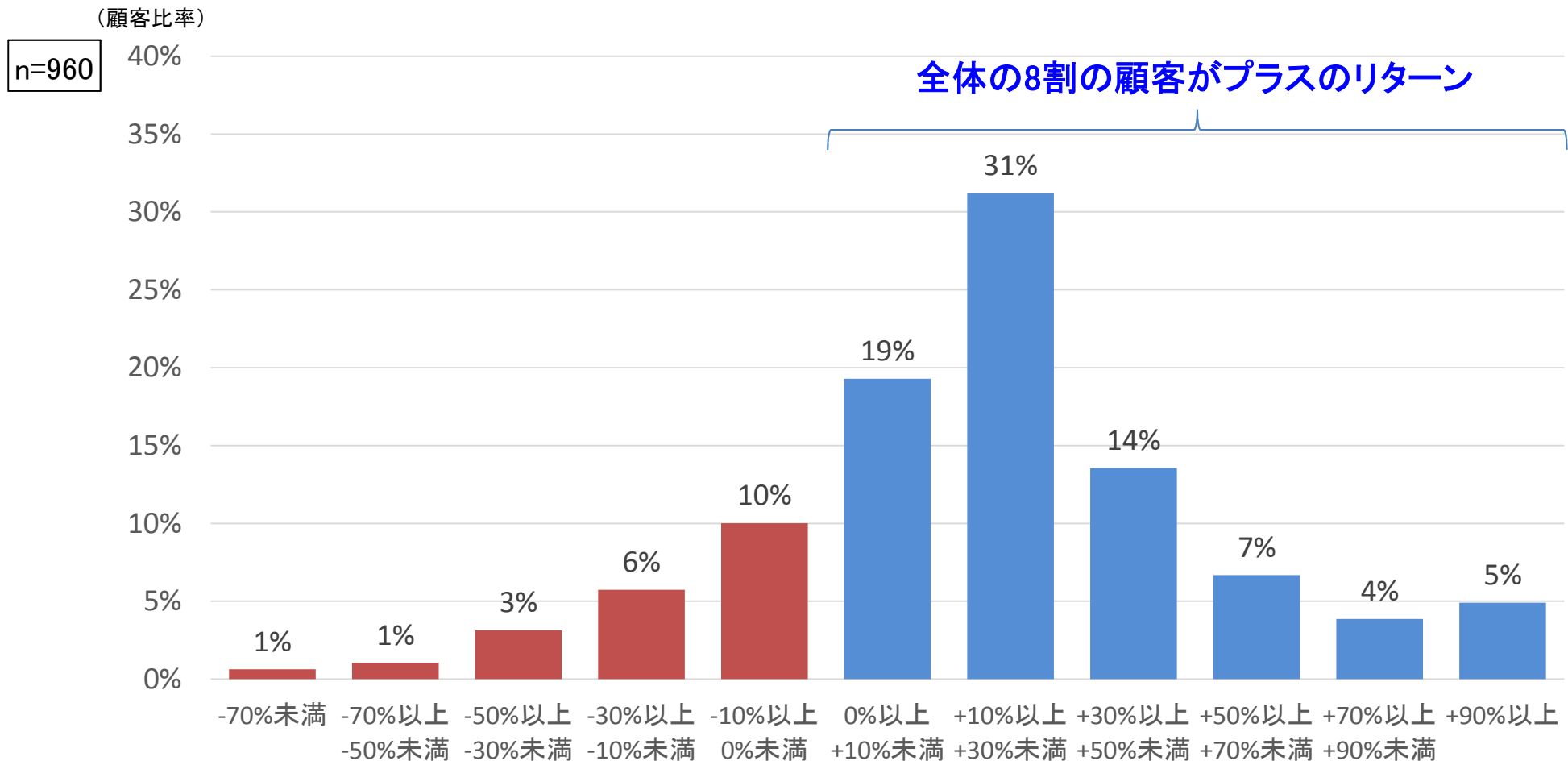
- 名前も制度の内容も知っている
- 名前は知っているが、制度の内容はよく分からない
- 知らない



(出典)投資信託協会「2017年(平成29年)投資信託に関するアンケート調査報告書」(2018年3月)

NISA口座（2014年買付分）における損益状況（2018年3月末）

- 2014年の制度開始時に一般NISA口座で投資を行った者を対象に、2018年3月末時点におけるリターンの水準について、サンプル調査を実施。
- **全体の平均リターンは23.8%、約8割の顧客がプラスのリターン**となっており、堅調な市場状況も相俟って、NISA制度が家計の資産形成に寄与しているものと考えられる。



(注) 大手金融機関(証券、銀行)12社において、各社80名ずつのサンプル(合計960サンプル)調査を実施。

各国の資産形成に対する税制優遇制度

- 英米では、私的年金制度や非課税投資制度について、恒久措置として整備するとともに、各人のライフステージにあわせて利用しやすい枠組みとした結果、国民の間に広く普及・定着。
- 日本においても、私的年金制度やNISAが整備されているが、英米に比べて、家計金融資産に占める割合が低い。



日本	英国	米国
私的年金 + NISA	私的年金 + ISA	私的年金 ※ IRAや401(k)では、ライフステージにあわ せて払出し可能（高等教育費、初回住宅 購入費、高額医療費等）

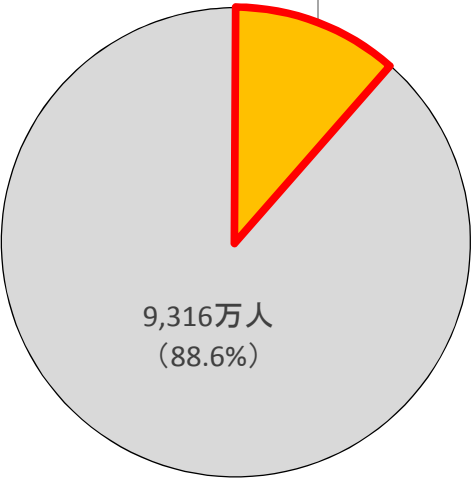
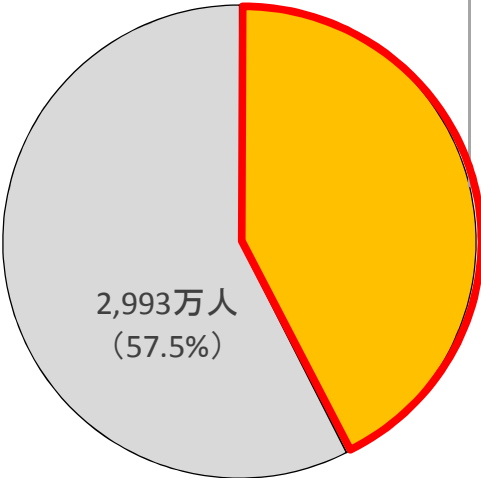
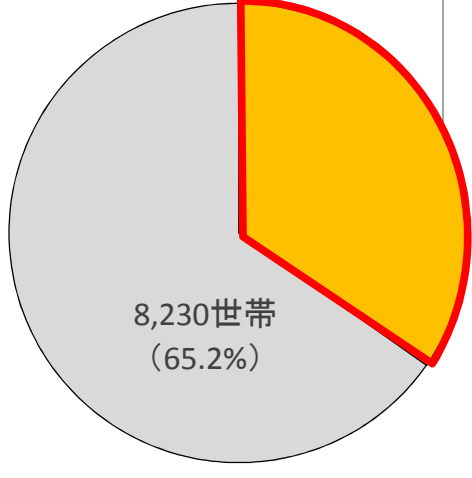
各国の資産形成に対する税制優遇制度の普及状況①

(家計金融資産に占める割合)

	日本(2017年12月)	英国(2017年9月)	米国(2017年12月)
家計金融資産の総額	1,848兆円	6.6兆ポンド(977兆円)	80.4兆ドル(9,085兆円)
私的年金制度	<p>151兆円 (8.1%)</p> <p>91.9%</p>	<p>444兆円 (45.7%)</p> <p>54.3%</p>	<p>2,624兆円 (28.9%)</p> <p>71.1%</p>
非課税投資制度	<p>(NISA)</p> <p>7.7兆円 (0.4%)</p> <p>98.5%</p>	<p>(ISA)</p> <p>89.9兆円 (9.3%)</p> <p>90.7%</p>	—

(注) 日本のDCの比率は、資金循環統計に基づく「家計」の金融資産総額に占める「年金受給権」の割合。英国・米国のDCの比率は、それぞれ資金循環統計に基づく「家計」+「民間非営利団体」の金融資産総額に占める「Pension schemes」、「Pension entitlements」の割合。日本の非課税投資制度の割合は、「家計」の金融資産総額に占める2017年末時点のNISA口座残高の割合。英国の非課税投資制度の割合は、「家計」+「民間非営利団体」の金融資産総額に占める2018年4月時点のISA残高の割合。

各国の資産形成に対する税制優遇制度の普及状況② (成人人口・世帯に占める割合)

	日本(2018年6月)	英国(2018年4月)	米国(2017年6月)
成人人口・世帯数	(成人人口)約1億500万人	(成人人口)約5,200万人	(全世帯数)約1億2,600万世帯
税制優遇制度の利用割合	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">NISA利用者 1,197万人(11.4%) 1人当たり約70万円</p> </div>  <p style="text-align: center;">9,316万人 (88.6%)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">ISA利用者 2,215万人(42.5%) 1人当たり約400万円</p> </div>  <p style="text-align: center;">2,993万人 (57.5%)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">IRA利用世帯 4,390万世帯(34.8%) 1世帯当たり約2,240万円</p> </div>  <p style="text-align: center;">8,230世帯 (65.2%)</p>

(注) 日本の1人当たりの残高は、平成29年末時点のNISA口座残高(約7.7兆円)をNISA口座数(約1,099万口座)で除して算出。
米国のIRAには、伝統的IRA、ロスIRA、SEP IRA、SIMPLE IRAを含む。

(出典) 日本:総務省統計局「人口推計」、金融庁「NISA口座の利用状況調査」、米国:INVESTMENT COMPANY INSTITUTE「ICI RESEARCH PERSPECTIVE」、
英国:Office for National Statistics「Estimates of the population for the UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland」、HM Revenue & Customs「Individual Savings Account (ISA) Statistics」

英国ISAの主なポイント

- 英国ISAは、**低い貯蓄率を解消するため**、その前身であるPEP（個人持株制度）とTESSA（免税特別貯蓄口座）を整理・統合する形で**ISA（預金型・株式型・保険型）導入**（1999年）。
- 導入当初は10年間の時限措置とされたが、広く国民に普及したこと等を踏まえ、**恒久化**が実現（2008年）。
- その後、より各人の**ライフステージにあわせた資産形成支援制度**が必要との観点から以下の各種プランが導入。
ジュニアISA（2011年）、住宅購入支援ISA（2015年）、社会的投資ISA（2016年）、人生設計ISA（2017年）
- 現在では、成人人口の約半数がISA口座を保有し、**資産形成手段として広く認知・利用**されている。

（主な改正経緯）

改正年	改正内容
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 英国国民の貯蓄率向上を目的として、ISA導入 ・預金型（16歳以上）、株式型（18歳以上）、保険型（保険型は2005年に株式型に統合）の3タイプ
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ISA恒久化 ・導入から7年後に英国財務省が実施した効果検証により、広く国民に普及したこと等を評価し、制度の恒久化が実現。
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ジュニアISA導入（0歳から17歳まで）
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 配偶者によるISAの相続を可能とする措置の導入 ➢ 住宅購入支援ISA（ヘルプトゥバイISA）（16歳以上）を導入 ・初めての住宅購入時に、政府から拠出額の25%のボーナス（最大£3,000）を非課税で受け取ることが可能。
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 預金型ISA、株式型ISAに加え、第3タイプの社会的投資ISA（イノベーティブファイナンスISA）（18歳以上）を導入 ・ISA利用者の選択肢を増やすこと等を目的として、ソーシャルレンディングへの投資が可能な制度として導入。 ➢ 非課税枠が復活する仕組み（フレキシブルISA）の開始 ・一度ISAから資金を引き出しても同年度中に戻し入れれば、新たな非課税枠の消費とはみなされないこととされた（ジュニアISAは適用外）。
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ISAに第4タイプの人生設計ISA（ライフタイムISA）を導入 ・住宅費や老後のための長期的な資産形成を支援するための制度として導入。対象は18歳以上40歳未満（拠出は50歳まで）の居住者。 ・初めての住宅購入時若しくは60歳の誕生日以降に非課税で払出し可能。また、払出時に拠出額の25%の政府ボーナス（最大£32,000）を受取り可能。人生設計ISAと住宅購入支援ISAでは、いずれか一方でのみボーナスの受取可能。

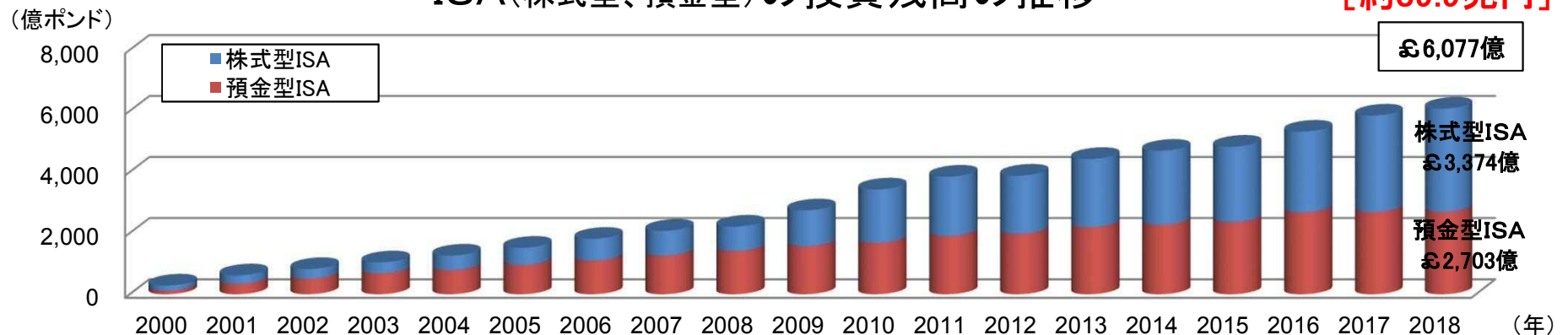
英国ISAの概要

ISAの種類		投資可能期間	非課税保有期間	対象	年間拠出限度額	運用残高及び口座開設者数
ISA (Individual Savings Account)	預金型	1999年～無期限	無期限 (払出制限なし)	預金、MMF等	￡20,000 (約296万円) (うち、人生設計型は ￡4,000(約59万円)まで)	￡6,080億(約90兆円) [18年4月] 約2,215万人 [16年4月]
	株式型			株式、債券、投信、保険等		
	社会的投資型 (イノベータータイプファイナンス型)	2016年～無期限		ソーシャル・レンディング等		
	人生設計型 (ライフタイム型)	2017年～無期限	無期限 (初回住宅購入時又は60歳までの払出制限あり)	株式、債券、投信等		
ジュニア ISA	預金型	2011年～無期限	無期限 (原則18歳までの払出制限あり)	預金、MMF等	￡4,260 (約63万円)	￡41億(約6,000億円) [18年4月] 約90万人 [稼働口座、18年4月]
	株式型			株式、債券、投信、保険等		
住宅購入支援 ISA (ヘルプトゥバイISA)	預金型	(口座開設可能期間) 2015年～2019年 (投資可能期間) 2015年～2029年	2015年～2030年 (初回住宅購入時に政府ボーナスの受取可能)	預金、MMF等	口座開設時 ￡1,000 毎月 ￡200 最大累計 ￡12,000 (約178万円)	￡6.3億(約930億円)※ [18年3月] 約15万人 [18年3月]

※住宅購入支援ISAの運用残高については、18年3月までに実際に支払われた政府ボーナス額(1.6億円)に25%を割り戻して試算。

為替レートは、￡1=148円換算
(2018年9月27日時点)

ISA(株式型、預金型)の投資残高の推移



(注) 数値は各課税年度(4/6～翌4/5)末のもの。

(出所) 英国歳入関税庁ホームページ

米国IRAの主なポイント

- **IRA**は、職域年金のない従業員に、**税制優遇を伴う退職資産形成の制度を提供する目的で導入**(1974年)。
- その後、加入対象者の拡大や種類の多様化等が行われ、**幅広い国民が利用可能な制度として定着**。
- 私的年金制度ではあるものの、高等教育費や初回住宅購入費、高額医療費等の目的で払い出すことが可能であるほか、50歳以上には年間1,000ドルのキャッチアップ（増額）拠出が認められているなど、各人の**ライフステージにあわせて利用しやすい制度**となっている。
- また、拠出時非課税・給付時課税の伝統的IRAとは別に、（NISAと同じ）拠出時課税・給付時非課税の**ロスIRA**（ロスとは本制度の創設を主導した上院議員の名前）を選択することも可能。

（主な改正経緯）

改正年	改正内容
1974年	➤ 職域年金が提供されない従業員を対象に、 伝統的IRA導入 。拠出は全額所得控除可能。
1976年	➤ 配偶者IRAを導入。IRA保有者の配偶者分の拠出も可能に。
1978年	➤ 企業が従業員のIRAに拠出する制度として、 SEP (Simplified Employee Pension) 導入。
1981年	➤ 伝統的IRAの対象者拡大 。70.5歳未満の勤労者は誰でも拠出可能に。
1986年	➤ 伝統的IRAについて、職域年金加入者に対する所得控除の制限が導入。 ・全額所得控除できるのは、①職域年金に加入していない従業員、②職域年金に加入しているが所得が一定以下の従業員に限定。
1996年	➤ 配偶者IRAの年間拠出上限を拡大 ➤ 企業が従業員に提供する制度として、 SIMPLE (Savings Incentive Match Plan for Employees) 導入。 ・小規模企業(従業員100名以下、他の企業年金なしの企業)に対象を絞った制度。
1997年	➤ ロスIRA を導入。拠出時課税(所得控除不可)、運用時非課税、給付時非課税。 ➤ 伝統的IRAで全額所得控除できる職域年金加入者の所得上限を2007年まで段階的に引上げ。
2001年	➤ 年間拠出上限額を2008年までに段階的に\$5,000に引上げ。2008年以降はインフレ調整を実施。 ➤ 50歳以上向けのキャッチアップ拠出の導入。

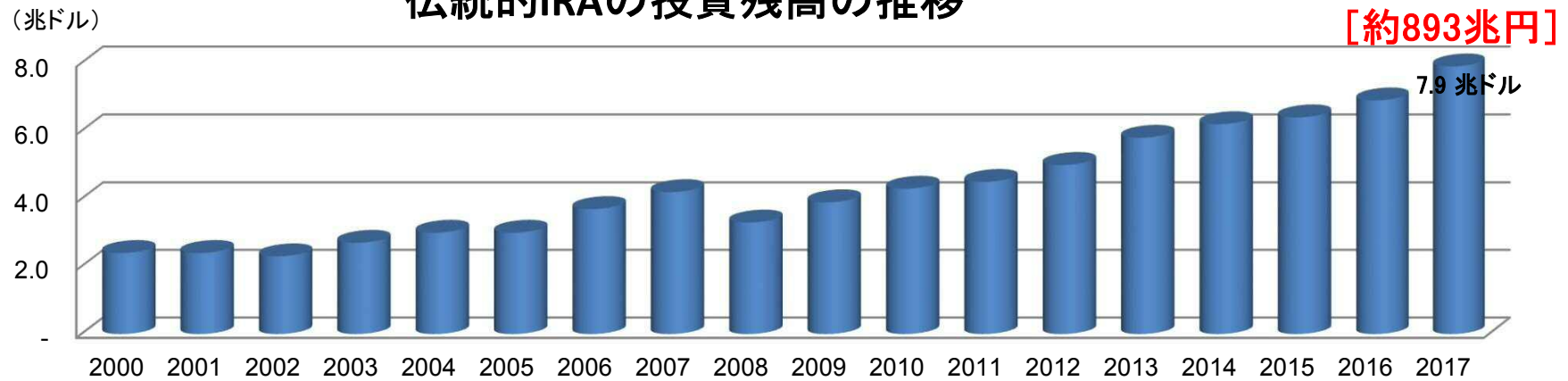
米国IRAの概要

	投資可能期間	非課税保有期間	対象	年間拠出限度額	特徴	運用残高及び口座開設者数
伝統的IRA (Individual Retirement Account)	1974年 ～無期限 (70.5歳まで)	無期限 (原則59.5歳まで 払出制限あり※2・ 70.5歳からは強制的引 出し)	預金、株式、債券、 投信、年金保険等	\$ 5,500 (約62万円) (50歳以上(※3)は、キャッチアップ期間 として、さらに年間\$ 1,000(約11万円) を上乗せして拠出可能)	拠出時非課税 運用時非課税 給付時課税	\$ 7.9兆 (約893兆円) [17年12月] 約4,390万世帯 [17年6月]
ロスIRA ※1	1997年 ～無期限 (5年以上)	無期限 (5年経過、59.5歳以上 で払出し可能※2・ 70.5歳からの強制的引 出しなし)			拠出時課税 運用時非課税 給付時非課税	\$ 8,100億 (約91.5兆円) [17年12月]

(※1) 伝統的IRAと異なり、ロスIRAの対象者には所得制限が課されており、一定以上の所得を有する者は年間拠出限度額が段階的に減額される。
 (※2) 死亡、障害、高額医療費、初回住宅購入、高等教育費などは中途引出可能。違反時はペナルティ課税(10%)。
 (※3) 伝統的IRAは70.5歳まで。ロスIRAは上限なし。

為替レートは、\$ 1 = 113円換算
 (2018年9月27日時点)

伝統的IRAの投資残高の推移



ロスIRAの投資残高の推移



(注) 数値は各年末のもの。
 (出所) 米国投資信託協会ホームページ

1. 国民の生涯を通じた資産形成を支援する制度のあり方

(2) 資産の円滑な世代間等の移転

資産の円滑な世代間等の移転

- ✓ 年々、相続財産が増加しているが、高齢化の進展により老老相続となっており、現役世代に資金が回っていない。
- ✓ 相続税評価額の算出時に、不動産の時価に、一般的に時価より低いとされる路線価を用いていることなどにより有価証券より有利と考えられている。
- ✓ 英国では、夫婦間で相続が発生した場合、ISA口座で保有されている有価証券について、被相続人の非課税枠も含めて相続することを認めている。

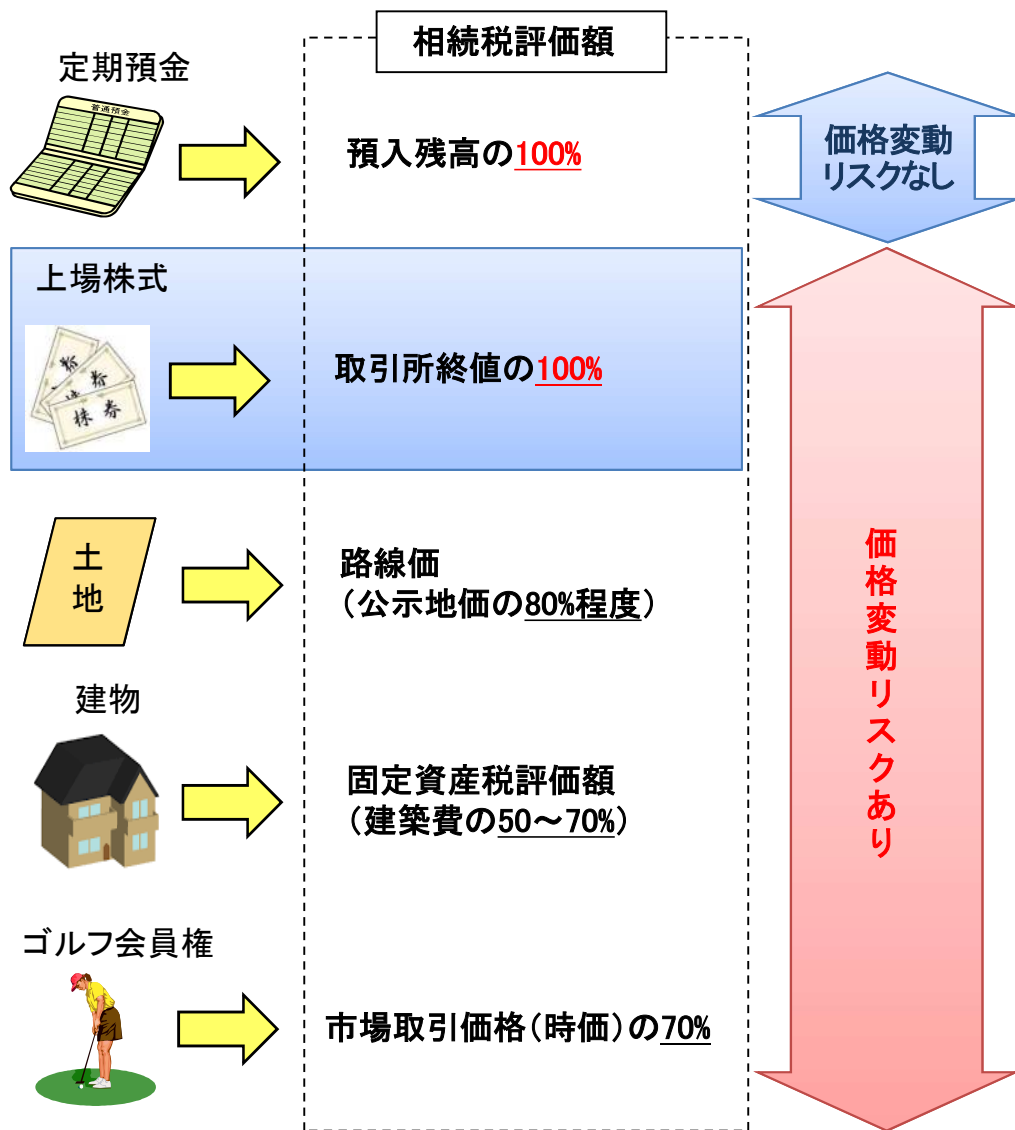


- ✓ 現役世代への資産移転を進めるための生前贈与の仕組みとして、教育資金贈与信託などの制度(時限措置)があるが、改善の余地がないか。
- ✓ 不動産が金融資産よりも投資対象として選好されていることがないか等について研究を深め、資産選択に歪みが生じないことを目指すことが考えられるのではないか。
- ✓ 相続によって資産形成が途切れることのないよう、我が国でも同様の制度を検討することが考えられないか。

(注)「高齢社会における金融サービスのあり方(中間的などりまとめ)」(2018年7月3日公表)から抜粋

◆ 上場株式等の相続税に係る現状及び問題点

他の資産の評価方法との比較



(注) 土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 土地・建物については、価格変動リスクを考慮し、評価額から割り引いた額を相続税評価額としている一方、上場株式については、納付期限まで(10か月間)の価格変動リスクがあるにもかかわらず、取引所終値の100%で評価されている。

○ こうした評価方法が相続税対策として、高齢者の資産が土地・建物に向かうインセンティブとなっているとの指摘がある。

○ 株式の評価額についても、土地・建物と同様、価格変動リスクを相続税評価額に織り込む必要があるのではないか。

2. つみたてNISAの普及・金融経済教育の推進

(1) NISAの普及に向けた取組み

「職場つみたてNISA」の導入・展開について

- 現役世代を中心に、安定的な資産形成のニーズが高まっている！
- 他方、多くの方が、「きっかけ」がなく、資産形成(投資)に踏み込めない！

- ✓ つみたてNISAは、投資未経験者の資産形成にベストマッチ。
- ✓ 身近な場(職場)で、資産形成を始める「きっかけ」が必要。
- ✓ 職場においても、投資を学べる機会があることが大切。

- まずは、金融庁において、「職場つみたてNISA」を導入。
- 他省庁、地方自治体・民間企業にも「職場つみたてNISA」を展開。
 - 内閣人事局から各府省への文書(2017年11月)
 - 高齢社会対策大綱(2018年2月)、各地方自治体への文書(2018年6月)

「職場つみたてNISA」の展開

■ 内閣人事局からの各府省宛て通知文（2017年11月27日）

職員の自助努力による資産形成を促すためには、資産運用を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場における環境を整えることが効果的と考えられます。…実際に、一部の省庁において、職場単位でつみたてNISAやiDeCoの普及を図る取組が見られるところであり、各省庁等においても、別添資料の例も参考にしながら、職員に対する一層の厚生施策の推進に努めていただくようお願いします。……

■ 高齢社会対策大綱（2018年2月閣議決定）

（略） つみたてNISA（少額投資非課税制度）等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。特に、地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、職場つみたてNISA等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める。

■ 国からの各地方自治体宛て通知文（2018年6月20日）

（略） 既に、一部の地方公共団体は、つみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーを開催するなど、職員の福利厚生の充実に向けた取組を進めていますが、その他全国の地方公共団体においても、同様の厚生施策が推進されることが望ましいと考えています。…全国の地方公共団体において、資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られる環境づくりとして、地方公共団体がつみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーの開催等を進められるよう、国や一部の地方公共団体における先行事例をご紹介いただきたく、宜しく願い申し上げます。

※ 金融庁・厚労省から総務省への依頼文（上記）等が、総務省より全国の地方自治体へ通知。

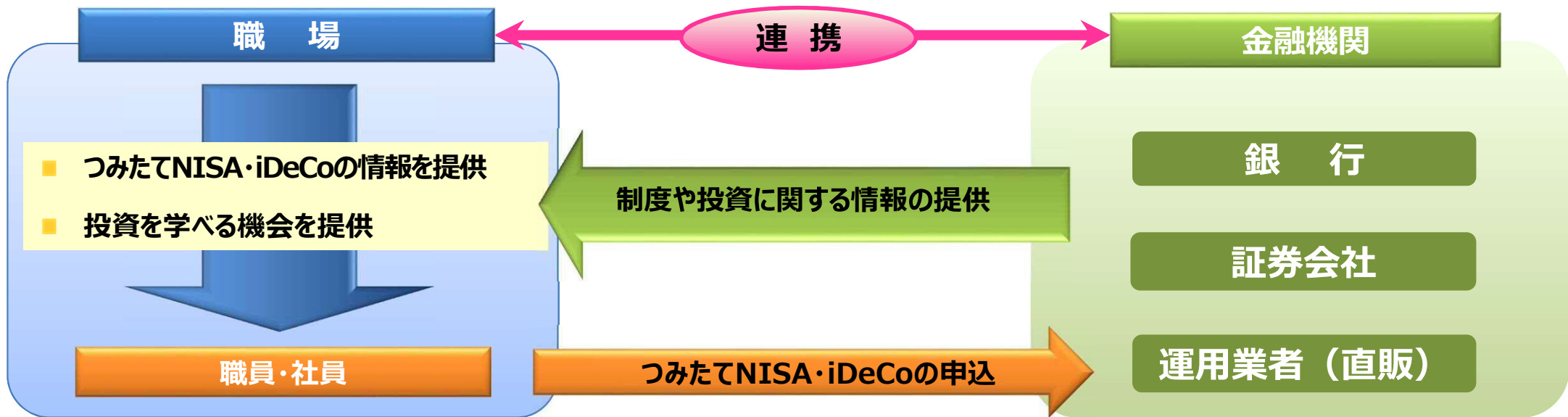
「職場つみたてNISA」の概要

- 職場を通じて、①つみたてNISA・iDeCoの情報（きっかけ）、②投資を学べる機会を提供

※ 職場ポータルサイトによる情報の提供や金融機関によるセミナー開催など

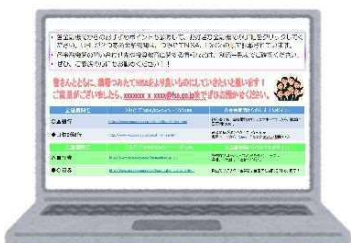
- 口座振替で積立投資が可能 ※口座振替の場合、給与天引きは不要

- 定額積立による投資（つみたてNISA）が、内規等に抵触しない旨をあわせて周知



金融庁における「職場つみたてNISA」の取組み事例

ポータルサイトに情報を掲載



- つみたてNISA・iDeCoの情報を金融庁のポータルサイトに掲載。
- 定期的にメルマガを作成・送付。

職員向けセミナーの開催



- 有識者や金融機関の方を講師に招き、つみたてNISA・iDeCoについて、職員向けセミナーを開催。

← 金融庁つみたてNISA セミナー
(2018.2.26、11.6に計2回実施)

つみたてNISAの普及に向けて

つみたてNISA Meetup

つみたてNISAをきっかけに、資産形成の重要性について理解を深めてもらうイベント。投資ブロガーや金融の専門家も交えて、参加者との対話を重視。多くの参加者がつみたてNISA等に関する情報をブログ・ツイッター等で発信。

【これまで全国14か所で24回開催】



(2017.11.11@大阪)



(2017.12.22@東京)

つみたてNISA フェスティバル

つみたてNISAを始めた方や普及に協力いただいた方への感謝祭的イベントして年1回程度開催。



(2018.4.21@東京)

『教えて虫とり先生！』

金融庁若手職員と投資ブロガー「虫とり小僧」さんによる投資(つみたてNISA)に関する対談を金融庁HP(「ちょっと注目！」コーナー)で連載中。



つみたてワニーサ公式twitterでは、つみたてNISAや資産形成に関する情報を発信中！

つみたてワニーサ公式twitter

@Wa_nisa_FSA

ワニーサ  で検索！

2. つみたてNISAの普及・金融経済教育の推進

(2) 金融経済教育・投資教育を通じた金融リテラシーの向上

金融経済教育をめぐる課題

- 国民一人一人が安定的な資産形成を実現し、自立した生活を営む上では、金融リテラシーを高めることが重要である一方で、そのための機会が必ずしも十分とは言えない（注1）。

（注1）「金融リテラシー調査」（2016年、金融広報中央委員会）によれば、学校等において金融教育を受ける機会があったとの回答は8.4%にとどまる。

- 加えて、昨今の環境変化を踏まえた金融経済教育を推進・拡充していく必要。

- 人生100年時代を踏まえた、安定的な資産形成に向けた投資教育
- デジタルイゼーションの進展を踏まえた、情報・金融リテラシー（注2）についての教育

（注2）フィンテックの進展により登場した新たな金融サービスについての知識や、自らの個人情報及び活動データ（購買履歴等）がどのように利活用されるかについての理解等

- 成年年齢の18歳への引下げ(2022年4月予定)を踏まえた、若年期からの金融リテラシーの向上

金融庁における取組み① 出張授業の拡充

これまでの取組み

- 国立大学附属学校において、資産形成等を内容とする出張授業を試行実施。
- 関係団体(業界団体、日銀等)と連携し、大学において金融リテラシーに係る講座を開講。
- 各財務局においても、学生や社会人向けに、年間約1,200件の金融経済に係る講座を実施。

今事務年度の方針

- こうした出張授業を、公立・私立学校への展開も含めて抜本的に拡充していく。そのため、学校等に出向いて出張授業を行うことを希望する職員を金融庁内で募集した結果、約90名の応募が寄せられたところであり、現在、これらの職員の出身校等への派遣を進めているところ。

【参考】附属学校における授業について(大阪教育大学附属高等学校平野校舎)

■ 実際の授業風景



■ 授業の内容(目次)

- I. はじめに(金融庁の紹介)
- II. 「金融」にふれる
 - II-1. 金利の説明など
 - II-2. お金を借りたら
 - II-3. 今日の授業で伝えたいこと
- III. 具体的内容
 - III-1. お金の持ち方・扱い方
 - III-2. 自分の将来のために
 - III-3. 経済を支える金融の役割
- IV. おわりに(振り返り) (注) 授業での資料をもとに作成

金融庁における取組み② 教材等の充実

これまでの取組み

- 職場のセミナー等での活用を念頭に、主として若年世代向けのビデオクリップ教材や、つみたてNISAについてのガイドブックを制作。
- 現在、金融経済教育推進会議の枠組みにおいて、日銀等の関係団体と連携し、大学生向けの金融リテラシーに係る導入用の講義資料(「コアコンテンツ」)を策定中。

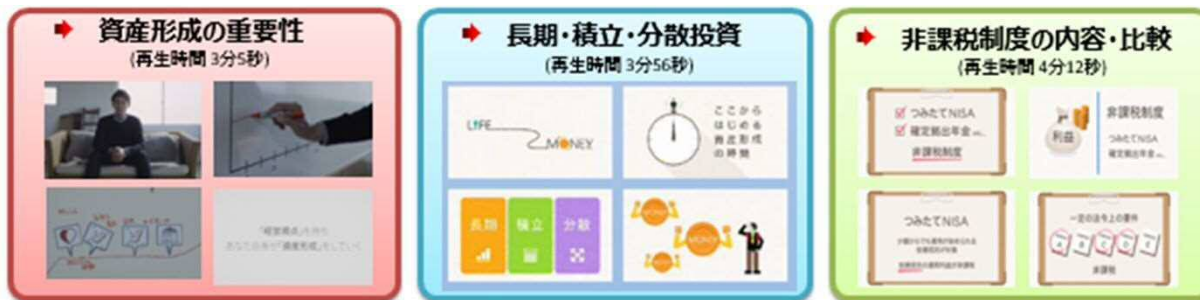
今事務年度の方針

- 出張授業(前述)の経験及び昨今の環境変化(デジタイゼーションの進展等)を踏まえ、高校生・中学生向けを含め、金融経済教育に関する教材等の充実を図っていく。

ビデオクリップ教材

- 主として、若年世代に対する職場を通じた投資教育のためのビデオクリップ教材

「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」



つみたてNISA 早わかりガイドブック

- 投資初心者のための実践的な投資教材

1. つみたてNISAの特徴
2. 時間の分散 (積立投資)
3. 投資先の分散
4. 長期投資の効果
5. 手数料
6. 分配金の影響



※ ビデオクリップ教材及び「つみたてNISA早わかりガイドブック」については、金融庁NISA特設ウェブサイト（下記URL）にて閲覧・ダウンロード可
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

金融庁における取組み③ 高校学習指導要領改訂への対応

これまでの取組み

- 本年3月及び7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂に際して、当庁や各関係者の要望も踏まえ、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融経済教育に係る内容が拡充された。改訂後の新学習指導要領は、2022年度より年次進行で実施予定。

今事務年度の方針

- 文科省や金融広報中央委員会等の関係団体と協力の上、教科書会社向けの説明会を実施し、金融経済教育に係る教科書の記載の充実を図る。

新学習指導要領（公民科）

（注）太字・下線は、金融庁にて付したものの。

第1 公共 3 内容の取扱い

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

（カ）（中略）「金融の働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であること¹の理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れること。

第3 政治・経済 2 内容 A 現代日本における政治・経済の諸課題

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（I）市場経済の機能と限界、持続可能な財政及び租税の在り方、金融を通じた経済活動の活性化について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

新学習指導要領（家庭科）

第1 家庭基礎 2 内容 C 持続可能な消費生活・環境 (1) 生活における経済の計画

ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。

イ 生涯を見通した経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連付けて考察すること。

第2 家庭総合 2 内容 C 持続可能な消費生活・環境 (1) 生活における経済の計画

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

（ア）家計の構造について理解するとともに生涯を見通した生活における経済の管理や計画について理解を深めること。

イ 生涯を見通した経済の管理や計画の重要性について、ライフステージごとの課題や社会保障制度などと関連付けて考察し、工夫すること。

金融庁における取組み④ その他の取組み

教員の金融リテラシーの向上

- 現場の教員が金融経済教育を適切に実施するため、文科省等と連携し、教員や教職課程履修者向けの金融リテラシー向上策を検討する。

退職世代の金融リテラシーの向上

- 長寿化の進展に対応するため、近く退職する世代の金融リテラシーの向上を図る観点から、企業に対し、職場における退職世代を対象としたセミナーの実施を働きかける。

金融知識の普及・啓発に向けたイベントの実施

<財務局との共催シンポジウム>

- 2年を1単位として、一般の方向けに、金融知識の普及を目的とした金融庁・財務局共催のシンポジウムを開催。昨年度及び今年度は安定的な資産形成がテーマ。
- 今年度は、今年の12月から来年の3月にかけて6か所（注）で開催することを予定しており、引き続き、共催財務局と密接に連携しながら、シンポジウムの円滑な実施に向けて取り組む。

（注）金沢市、熊本市、高松市、那覇市、福岡市、札幌市

<親子向けイベント>

- 家庭において金融リテラシーを高める観点から、親子向けの金融リテラシーの普及・啓発を目的としたイベントを開催することについて検討中。